

2017年10月18日

ミナスジェライス州在住邦人の皆様へ

在リオデジャネイロ日本国総領事館

「領事出張サービス」の実施について（ご案内）

日頃より当館領事業務では、大変お世話になっております。

さて早速ですが、下記要領にて「領事出張サービス」を実施しますので、ご案内いたします。

領事事務のうち、例えば旅券の交付等の手続きは、ご本人に在外公館に出向いていただく必要がありますので、是非このサービスをご利用願います。

記

1. **実施日時：11月17日（金）午前10時00分～午後3時00分**

2. **実施場所：ミナス日伯文化協会**

Associação Mineira de Cultura Nipo-Brasileira
R.Dom.Lourenço de Almeida,535, Nova Cachoeirinha, Belo Horizonte-MG
CEP:31250-430 Tel: (31) 3428-1690/3199/ Fax: (31) 3428-1690

3. **ご利用できる領事事務の内容**

- (1) 在外選挙人名簿への登録申請
- (2) 旅券：発給申請及び交付
- (3) 証明：在留証明,身分事項（出生,婚姻,死亡他）証明 等
- (4) 戸籍等関係の届出：出生, 婚姻, 死亡 等

なお、査証(ビザ)につきましては、相談のみとさせていただきますので、
予めご了承ください。

4. **ご利用の要領**

このサービスの利用をご希望の方は、当方準備の都合上、必ず予めその内容につき、できるだけ早めにご連絡・相談いただけますようお願いいたします。

主な申請に必要な書類等、その取り進め方の概要は次のとおりとなりますが、ご不明な点や記載のない手続き等ございましたら、遠慮なくお問い合わせください。

連絡先： 在リオデジャネイロ日本国総領事館領事班

電話：(21) 3461-9595

FAX：(21) 3235-2231

e-mail：consular@ri.mofa.go.jp

1. 在外選挙人登録申請

	必要書類等	注意事項等
登録申請	<p>1. 本人による申請</p> <p>① 在外選挙人名簿登録申請書 1通</p> <p>② <u>有効な旅券</u> (旅券がない場合にはご相談ください)</p> <p>2. 同居家族等を通じた申請</p> <p>① 在外選挙人名簿登録申請書 1通 (署名欄に申請者本人の署名が必要です)</p> <p>② 申出書 (申請者本人の委任を確認するため、当該本人の署名が必要です)</p> <p>③ 申請者本人の日本国旅券</p> <p>④ 申請を行う方自身の日本国旅券</p> <p>○住所確認</p> <p>申請者が継続して同じ領事管轄区域に居住していることを公館が確認する必要があります。</p> <p>在留届を3か月以上前に提出されていない方につきましては、個別にご相談ください</p> <p>注意：*日本での最終住所地は、1994年4月30日以前に日本を出国し、その後一度も日本で住民登録をしたことがない人は記入不要です。</p>	<p><u>登録資格:</u></p> <p>1. 満18歳以上の日本国民であること</p> <p>2. 海外に3か月以上継続居住していること ただし、3か月未満の時期でも申請はできます。</p> <p>3. 在外選挙人名簿に未登録であること (日本国内の最終住所地で転出届が未提出となっている方は、転出届手続きを行ってから在外選挙人登録が可能となります。)</p>

2. パスポート(IC 旅券)の申請

区分	必要書類等	注意事項等
<p>新規(切替)発給(IC旅券)</p>	<p>1. 一般旅券発給申請書 1通</p> <p>2. 現在持っている旅券</p> <p>3. 写真 1葉 (縦 4.5cm x 横3.5cm)</p> <p>4. 身分証明書 (CARTEIRA DE IDENTIDADE ESTRANGEIRA) の原本と裏表の写 1通 (二重国籍者の場合は、外国政府発行の身分証明、出生証明書又は外国旅券の原本と写 1通)</p> <p>5. 戸籍謄本 (抄本) 1通 (6か月以内に発行されたもの)</p> <p>・初めて取得される及び旅券が失効した方。 ・旅券の有効期限内で氏名、本籍地に変更のない方が更新する場合は(原則)不要です。</p> <p>6. 手数料(2017年4月現在)</p> <p>10年用 R\$516.00 5年用 R\$355.00 12歳未満 R\$194.00</p> <p>* 手数料は旅券の受け取りの際に支払っていただきます。</p> <p>○出張サービスでの取り進め方 出張サービス当日に会場で旅券を受領するためには、予め当館で旅券を作成し持参することになります。 従いまして、事前に確実な送付手段で旅券申請に必要な書類一式を当館宛てに送付(これを「仮受付」として呼び手続きを行います)、又は例えば、出張先の日系協会等が旅券申請書類をとりまとめ、サービス実施前に代表者等が一括して公館に申請書類一式を代理提出していただき、手続きを行います。当該必要書類等につきましては、各人の状況により追加書類等が必要となる場合が考えられますので、予め必ずご相談願います。 なお、「仮受付」として手続きを進め、結果として出張サービスの交付予定当日に来場されない場合、旅券は交付できません(当該申請は取り下げ処理となる)ので、予めご理解願います。 (注意) なお、関係書類を送付される場合、身分証明書の原本や現有旅券(は送付せず、写し(旅券の場合は身分事項頁)をお送りください。</p>	<p>1. 写真は、申請の前6か月以内に撮影され、無背景(白)、日付なし、カラー又白黒。 寸法は『顎から頭(髪の毛を含む)』32mm~34mmの間、頭の上の写真の空白部分の寸法2mm~4mmの間となっております。</p> <p>(単位:mm)</p>  <p>2. 現在お持ちの非MRP旅券(機械読み取り式でない旅券)、MRP旅券(機械読み取り式)が1年以上残存期間がありましてもIC旅券への切替え(有料)ができます。</p> <p>(参考)</p> <p>1. 米国へ渡航される方へ 短期観光・商用・通過等を目的にアメリカへ渡航される方は旅行前に「電子渡航認証システム」(ESTA)に従い申請を行い、認証を受けていないと航空機への搭乗等ができません。申請はhttps://esta.cbp.dhs.gov/にてオンラインで行ってください。</p> <p>2. カナダへ渡航される方へ カナダに空路で入国する際は、航空機に搭乗する前にオンラインで渡航認証を受けなければなりません。詳しくはカナダ市民課移民省のウェブサイトをご覧ください。 詳しくは外務省HPをご覧ください。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/us_esta.html</p>

3. 証明申請

区 分	必要書類等	注意事項等
在留証明	1. 在留証明願 2. 有効な日本旅券又は伯政府発行の外国人身分証明書(Cédula de Identidade de Estrangeiro) 3. 公共料金の領収書等住所を証明する書類※年金・恩給受給者のみ 4. 年金・恩給受給者であることを証明する書類 (例：現況届のハガキ、年金証書等)	1. 本人出頭 2. 手数料 R\$39.00 3. 年金・恩給受給目的の場合は無料
身分事項に関する証明 (出生、婚姻等)	1. 証明発給申請書 2. 有効な日本旅券又は伯政府発行の外国人身分証明書(Cédula de Identidade de Estrangeiro) 3. 戸籍謄(抄)本 オリジナル (注) 発行日より6か月以内のできるだけ新しいものを用意します。 ただし、独身・婚姻証明は3か月以内となります。 出生証明の際は、特に制限がありません。	1. 本人出頭 2. 手数料 R\$39.00 3. 戸籍関係の届出がなされていること。

4. 戸籍関係の届出

区 分	必要書類等	注意事項等
<p align="center">婚 姻 届</p>	<p>1. 日本人同士の婚姻の場合</p> <p>(1) 婚姻届書 (2) 婚姻証明書 (Certidão de Casamento) の 認証済み写し(Cópia Autenticada) (3) 日本語訳文 (4) 戸籍謄本 (発行から6か月以内のもの) 夫・妻とも 各1部</p> <p>2. 日本人とブラジル人の婚姻の場合</p> <p>(1) 婚姻届書 (2) 婚姻証明書 (Certidão de Casamento) の 認証済み写し(Cópia Autenticada) (3) 婚姻証明書の日本語訳文 (4) 戸籍謄本 (発行から6か月以内のもの) (日本国籍を有する方の) (5) 伯人の身分証明書認証済み写し (Cópia Autenticada) (6) 身分証明書の日本語訳文</p>	<p>・日本人がブラジルの方式で婚姻した場合、婚姻の成立から3か月以内に婚姻届をしてください。</p> <p>・<各届出共通> 戸籍謄本と伯国証明書の間で人定事項について差異がある場合には、日本語で【申述書】を提出していただきます。</p> <p>・届出書の提出部数は、各人の状況により異なる場合がありますので、当館にご確認ください。</p>
<p align="center">死 亡 届</p>	<p>1. 死亡届書 2. 死亡証明書 (Certidão de Óbito) の認証済み写し(Cópia Autenticada) 3. 日本語訳文</p> <p>※なお、死亡者が伯方式で婚姻し、その婚姻の届出をしていない場合、死亡届の前に婚姻届の提出が必要です。</p>	<p>・日本人が死亡した場合、同居の親族、同居者などは、死亡の事実を知った日から3か月以内に、死亡届をする必要があります。</p>
<p align="center">出 生 届</p>	<p>1. 出生届書 2. 出生証明書 (Certidão de Nascimento) の認証済み写し(Cópia Autenticada) 3. 日本語訳文</p> <p>※なお、生まれた子の父または母が日本人で、伯方式の婚姻について婚姻届を提出していない場合は、出生届の前に、婚姻届を提出する必要があります。</p>	<p>・日本人の父又は母の子が出生した場合、出生の日を含めて3か月以内に出生届 (及び日本国籍留保の届) をする必要があります。</p> <p>・海外で生まれた二重国籍者については、届出をしないまま3か月を経過すると、生まれた時にさかのぼって日本国籍を失いますので注意してください。</p>

詳しくは、当館領事班にお問い合わせください。

戸籍や国籍に係る届出を出張サービス当日に受理できるようにするため、電話やメール等を通じ、届出書の書き方や必要書類につき事前にご相談願います。

5. 査証（ビザ）

相談のみとさせていただきますので、予めご了承ください。

※領事関係の手続きについては、当館ホームページ
(<http://www.rio.br.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>)
でもご案内しておりますので、ご利用願います。